

I 個人情報保護法改定による市の個人情報の取り扱いについて

個人情報保護について市民の関心も高い。行政には個人情報を含むデータが集まってくる。その行政が持っているデータを特定の個人を容易に識別できないように加工すれば、本人の同意がなくても第三者に提供できる仕組みが安倍政権の時に導入された。昨年、個人情報保護法の改定によって、行政・民間・独立行政法人それぞれで別建てとなっていた個人情報保護法をひとつにまとめる一元化が行われ、保護の対象となる公的部門の個人情報の範囲を狭める新しい個人情報保護法が制定され、来年4月に施行される予定となっている。政府は自治体ごとに定められた個人情報の規定がデータ流通の支障となるとしていわゆる2000個問題ということによって一旦リセットしようとしている。個人情報保護委員会と総務省自治行政局から出された資料＝改定個人情報保護法の施行準備について、の中では、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合などについて、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない」などとしている。

国におけるこうした個人情報保護関連法改定後、個人情報の取り扱いについてどのような点で変更があったのか明らかにする必要があると考え、以下質問する。

質問	答弁
<p>1時間47分</p> <p>1 非識別加工情報、匿名加工情報のそれぞれの定義はどのようなになっているか、個人情報の取り扱いの変更について市民にはどのような方法で説明したのかうかがう。</p>	<p>非識別加工情報、匿名加工情報の定義としてはいずれも特定の個人を識別できないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたもの。非識別加工情報は国などの公的部門において定義されており行政機関の内部で作成されたものと照合し特定の個人を識別することは禁止されておりませんが、民間の〇〇において定義された匿名加工情報は特定の個人を識別することが禁止されています。国・独立行政法人の規律であった行政機関個人情報保護法、独立行政法人保護法がR4年4月に個人情報保護法に一元化されたことから、現在は匿名加工情報に統一されている。</p> <p>市民への説明は、R5年4月から個人情報保護法が地方公共団体にも適応されることから、現在、東村山市個人情報保護に関する条例の改正作業を進めており、新条例への施行までに説明方法についても検討していこうと考えている。</p>
<p>1(再)匿名加工情報に統一されたということで、同じ意味かと思うが、個人が特定されないように加工されているから、匿名加工</p>	<p>一元化されることによって、匿名加工情報ということになるので、定義の変更については、一元化後の定義は現行の個人情報保護法の定義、容易に</p>

<p>情報は個人情報にあたらぬというのが市の考え方か。</p>	<p>照合可能性を要件とするものというふうになるので、個人情報保護法… (ちょっと待ってください)</p> <p>一元化された個人情報、匿名加工情報については個人情報を復元することを禁止されているので個人情報には当たらないという認識になる。</p>
<p>1(再2)3月10日の政策総務委員会でも議論がされている、今、部長の答弁で復元が禁止されているから個人情報ではないんだという答弁だったと思うが、政策総務委員会でもあらゆる個人を特定する記述を削除しマスキングすれば民間事業者への提供ができる仕組みだというような行政機関個人情報保護法についての答弁がありました。行政機関非識別加工情報の対象となる固有個人情報は一定の要件を満たすものに限定されているんだという説明や、非識別加工情報については、条例の中では定義をしていないということが答弁の中であったと思う。今、再質問と合わせて答弁してもらったことと合わせても、自治体はたくさんの情報が集まってくるが、復元されない、個人が特定されない情報であるから個人情報として扱うことはしないと、そういう運用をしていくということで、私の認識に間違いがあれば教えてほしい。</p>	<p>議員のいう通りである。</p>
<p>1(再3)一元化することによって匿名加工情報をすれば利活用が進む、進めるというのが国の方針であって、それに市も従うということだと思うが、以前にも話してきた通り、個人情報の漏えいの問題や、個人情報が不当に使われないように関与する権利や、自己情報コントロール権、情報の個人決定権が奪われてしまうというすごく大きな問題があると私たちは考えている。自治体が集める個人情報は、公権力を行使して取得したり、申請や届け出によって義務として提出されたもの。介護・子育て・教育・健康等、自治体を持っている膨大な住民サービスにかかわる情報を利活用のためとして民間企業に提供していくことは、私は、東村山がやるべき仕事ではないのではない</p>	<p>基本的にはR5年4月から個人情報保護法に条例を合わせていくような形になるので、議員がいうことについてはよく理解しているが、市としても個人情報保護法にのっとって、今後条例をどうしていくか今検討しているので、心配になるようなことにならないように市としても十分に検討したうえで条例を作っていきたいと考えている。</p>

かと思うが、そのあたりについての見解があればうかがう。	
国の問題というのはすごく大きいと考えている、東村山市が公表している個人情報目録を見ると、430以上が掲載されている。これに関する情報がどのように扱われるのかというのは本当に大変な問題。国に対しても、やめてほしいという意見を挙げてほしいと思う。	
2 非識別加工情報/匿名加工情報の活用状況について、データを活用した事例の件数・規模・事業内容を具体的うかがう。	現在の東村山市の条例に非識別加工情報/匿名加工情報についての定義がないことから活用した事例はない。
3 3 非識別加工情報/匿名加工情報について民間事業者からの利用提案件数・審査件数・契約件数をうかがう。	制度がないため、実績はない。
4 非識別加工情報/匿名加工情報の取り扱いについて、今後の市の考え方・方向性をうかがう。	R5年4月施行される改正後の個人情報保護法における匿名加工情報の取り扱いについて申し上げる、改正後の個人情報保護法には、市を含む行政機関が自ら加工し作成する匿名加工情報の利用について民間事業者からの提案を募集できる仕組みである行政機関等匿名加工情報の提案募集制度がある。この制度については、都道府県及び指定都市のみ実施が義務化されているものであるが、当市においては民間事業者の需要・データ加工の技術などの実態が見えてこないことからR5年4月からの導入については慎重に検討しているところ。また、市が民間事業者から匿名加工情報を取得した場合の取り扱いについても、改正後の個人情報保護法に定めがある。具体的には、第三者に提供する際の提供方法等の公表、特定の個人を識別する行為の禁止、漏洩の防止に係る措置を講じること等が義務付けられている。いずれにしてもR5年4月以降の匿名加工情報の取り扱いについて、改正後の個人情報保護法の規定に従い、適切に取り扱っていく。
この問題は、個人情報保護運営協議会？(言い間違えた?)の中で議論されて区かと思うのだが、議事録を見ると、「要配慮個人情報については横出しとして条例の中で条例要配慮個人情報として定めることが可能な設計となっている、地域の特性に応じたものがある場合は法律に定める範囲において条例	まだ実態としてどのようになるのか見えてこないところもあって、近隣市に伺っても導入についてはだいぶ慎重になっているのでそこは、今後も慎重に検討して進めていきたいと考えている。

<p>で定めることが可能ということなので積極的に活用してほしい。」という発言があった。危険性について不安を持っている。東村山市はできる規定で、義務ではないというところがあるので、慎重に、活用するというよりは活用を控える方向でやっていくことが必要ではないかと思っているがいかがか。</p>	
<p>これまで指摘してきた通り、情報の漏えいとかいろんな事件が起きるたびに、みんなわざとやっている訳ではなくて、ヒューマンエラーやいろんなことがあって起きている。情報が集まれば集まるほどリスクが高まるのでこれは慎重にやってほしい。</p>	

II インボイス制度の対応に係る留意事項等について

総務省からの通知(総税都 44 号 2022 年 6 月20日付)では、インボイス制度導入についての留意点が示されている。インボイスが導入された場合の当市における対応はどのようになっているか、一般会計、特別会計それぞれについて以下うかがう。

<p>1 システム改修は必要か。必要な場合の費用と今後のスケジュールをうかがう。</p>	<p>経営政策部担当部長 主なものとしては、財務会計システムが想定されるが、財務会計システムについてはパッケージのバージョンアップによる無償での対応が可能であると見込んでいる。スケジュールについては R5 年10月1日の制度開始までに対応が完了するよう、今後事業者と詳細を調整していく予定である。</p> <p>まちづくり部長 下水道会計については、消費税の課税事業者であるためインボイスの事業者の申請は行う必要がある。そのため現在発行している請求書等の様式を変更するためのシステム改修は必要となってくる。スケジュールについては R5年3月31日までに税務署に対し、インボイス発行事業者の登録申請をし、システム改修業者と契約を行う等 R5年10月1日のインボイス制度開始に向けて準備を行うこととなる。システム改修費用については、今後の入札、見積もり事務等に影響を与える可能性があるため答弁は控える。</p>
<p>1(再) 一般会計については無償対応、下水道は具体的な金額はでないということだった。システム改修について国から</p>	<p>下水道事業会計については特段ない。</p>

の補助金はあるのか。	
<p>ないということが通知の中にも入っているが、システム改修する場合は全部自治体が東村山市の一般財源、じゃない、東村山市の会計の中で全額やってかないといけないのか。財源について。</p>	<p>下水道会計の中で対応していくことになる。</p>
<p>これまで特に陳情審査の中で意見表明してきたが、取引ごとのインボイスの発行、7年間の保存など、事務負担もすごく増えるし消費税の負担も出てくると思っている。個人事業主やフリーランスにも大きな影響があることもこれまで言ってきた。私たちとしては、インボイス制度が、やめるってことが大事かなと思っているが、万が一、2番のところですが、</p> <p>2 インボイスが、万が一予定通り導入された場合、当市がインボイス制度の対応をしなかった場合の影響額をうかがう。</p>	<p>一般会計がインボイス制度への対応をしなかった場合ということであるが、ご質疑の通知では一般会計ではインボイスに対応するよう依頼されているため、対応しないことは想定していないが、対応しなかった場合、当市が売り手となり課税取引の買い手となる課税事業者が仕入れ税額控除ができないということが考えられるが、一般会計そのものとしては影響はないということになる。国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の3つの特別会計では、現在当市が売り手となる課税取引自体がないということから当市がインボイス制度の対応をしなかった場合でも、買い手となる課税事業者が仕入れ税額控除をできなくなるが生じないため、金額としての影響はないものにとらえている。</p> <p>下水道事業会計については、消費税の課税事業者であるため、税務署にインボイス発行事業者の登録申請を行うことから、インボイス制度に対応しないということは想定していない。</p>
対応しないことはないから影響額はないということであった	
<p>3 別添3のQ8には、インボイス対応が必要な取引の例が書かれているが、当市におけるインボイス対応が必要な事業と影響額をうかがう。</p>	<p>こちらは一般会計について申し上げる</p> <p>公共施設等の施設使用料や広告掲載料、物品の売却等に関するものとしての固有財産の売却・貸付等の課税取引についてインボイス対応が必要となると認識している。これらは当市が売り手となる取引であるので、インボイス対応による金額としての影響はないものにとらえている。</p>
<p>3(再)当市においての影響はないということがわかった。では当市と取引のある事業者にとっての影響額の試算は出してい</p>	<p>当市が売り手となって、買い手となる課税事業者がどれくらいいて、どういう取引をしているかというのは全くわからないので額としては算定できない。</p>

るか。	
算定はできないが、かなり影響はあるというのが調べているうちにわかる	
4 免税業者との取引はインボイス導入後にどのような変更があるか。	一般会計、3つの特別会計においてインボイス導入後も取引上の変更はない。 下水道事業会計についても取引上の変更はない。
4(再1)取引上以外の変更にはどんなものがあるか。	取引上以外の取引というのは会計上ないので市としての影響はないという答弁。 下水道事業会計についてはこちらが買い手として取引を行った場合、これまで相手方にかかわらずすべて課税取引の合計額から消費税相当分を控除することができたが、インボイス制度導入後は、免税事業者との取引では申告の際に仕入れ税額控除を受けられない可能性が出てくるということがある。
5 シルバー人材センターへのインボイス対応についてうかがう。	シルバー人材センターにおいてもインボイス対応をしないことについては想定していない。
<p>インボイス対応を市が進めることはわかった。東村山市のシルバー人材センターの決算を見ると年間で5億7千万実績があつて公共が3億9千万円、民間が1億7千万円ということだった。東村山市は対応するからと、対応したことによってそこで勤めている高齢者の方々の報酬には影響が出てくるものだと思うが、今回質問に入れてないので質問できないかと思うが、議長がうなずいているのでできないが、インボイスは問題だということで質問に挙げている。</p> <p>これもさっきの個人情報の問題と一緒に国の制度とすごくかかわっていて、当市だけでどうこうするっていうのでもないっていうのもわかってはいるが、市民への影響が出るので国に対してもやられたら困る、7年も保存しなきゃいけないとか、インボイス対応とそうでないのと分けなきゃいけないとか、個人情報も全部公表されちゃうんだとかいろんな問題が出てきているので、市としても研究をして国に対して要望をあげてほしい。</p>	

Ⅲ 学校給食の拡充と無償化の実現を

<p>1 中学校給食による食育の成果、児童への影響・効果について市の見解をうかがう。</p>	<p>答弁 中学校給食による食育の指導についてはこれからの社会を生きる健やかな体の育成をはかるためにも極めて重要であるととらえている。現在、中学生への食育の指導としては市の給食運営委員会で策定している食育推進プランに基づき給食指導を行っているほか、各教科や特別活動など教育活動全体を通して食育の推進をはかっており、成果としては健全な食生活の実現と豊かな人間形成をはかる上で健全な食生活や食環境が欠かせないものであるということの理解が深まっているものととらえている。また、選択制の中学校給食を通し、発達段階において食事を通して栄養価も視野に入れながら健康面等を自ら学び、自ら考えることで食の自立性を身に着けることにも食育の効果につながるものとしてとらえている。</p> <p>※ 6月議会では、小学校給食による食育の成果、児童への影響・効果について「栄養バランスのよい給食を食事のモデルとして家庭に伝えられるものにしており、子供たちの嗜好を把握することにより献立内容を多様にし給食を通して食に対する知識や〇〇を培っている。また、地場野菜農家が学校に直接納品や給食時間に野菜を紹介することで生産者の方を身近に感じられる」との答弁があった。中学校では効果が違うのではないかと。食育と言えるのか。</p>
<p>これまで何度も共産党会派として言ってきたが、健全な食生活とか食育という面で、どうしても選択制だと食べてる子と食べてない子で受け取れるものが変わってしまうのではないかと思うが、それはまだ市の見解は変わらないのか。</p>	<p>全員で給食を食べる場合は食の自立性ということは、給食を喫食することで考えることはある。ただ一方で選択制の良さとしては例えば学校以外での私生活や将来におけるバランスの整った食事の選択とかを自ら考える、いわゆる持ってきたお弁当がどういう栄養価であったりとか、どういう必要な栄養素があるということをお弁当についても考えることは、食の自立性というところでは一定の効果があるという風にとらえている。</p>
<p>この話をするといつもものすごく納得がいかないが同じことを繰り返しても仕方ないので</p>	
<p>2 中学校で実施しているスクールランチのアンケートの目的と実施の経過をうかがう。</p>	<p>当市の中学校給食についてはご案内の通り、保護者や生徒の意向を踏まえ学校とも協議して選択制を導入した経過があることから、当時者である生徒、保護者の意見を把握する目的で継続的にアンケートを実施している。生徒へは平成17年度から、保護者へは平成30年度から毎年実施し</p>

	<p>ている。</p> <p>※ 6月議会では、小学校給食による食育の成果、児童への影響・効果について「栄養バランスのよい給食を食事のモデルとして家庭に伝えられるものにしており、子供たちの嗜好を把握することにより献立内容を多様にし給食を通して食に対する知識や〇〇を培っている。また、地場野菜農家が学校に直接納品や給食時間に野菜を紹介することで生産者の方を身近に感じられる」との答弁があった。中学校では効果が違うのではないか。食育と言えるのか。</p>
<p>当事者の意見を把握するためにアンケートを行うことは大事なこと。年度によって改定されていることも見ている。たとえばスクールランチは好きかという設問がなくなったりとか、皆さんが考えて補強して改善していると思う。以前にもスクールランチまたは選択制についてどう感じているかという設問があるが、この中で「できれば自校方式が望ましい」とか、そういう回答の選択肢をつくることをぜひ検討してほしいがいかがか。</p>	<p>そもそも中学校においてはもともと給食室がない。なので、そこについて問うことは現実的ではないととらえている。</p>
<p>当事者の意見を把握するためのアンケートなのでぜひそれも入れていただきたい。</p>	
<p>3 中学校で全員給食が実現できていない自治体は都内ではわずか3市です。中学校で全員給食が実現できていないことについて市としてどうとらえているか。</p>	<p>当市の中学校給食の選択制については、保護者や生徒の意向を踏まえ、個人の選択の自由を尊重し導入した経過がある。選択制であることにより食育の推進の観点から、発達段階に応じて食育を通して健康面などを自ら学び自ら考えることで食の自立性につながることをとらえており、教育的な見地からも必要であると認識をしている。R3年度のスクールランチアンケートの調査結果では、生徒については約94%が現状の選択制がよいという意見をもらっている。保護者については、約80%の方が現在の選択制に満足をしている、どちらかといえば満足していると回答しており、肯定的にとらえていただいているものと認識している。なお現在のスクールランチについては全員が注文をしても対応できる能力があるので、今後についてもさらなる喫食率の向上に向けて生徒保護者対象のアンケートへのご意見をより良い中学校給食の運営を行っていきたいと考えている</p> <p>※ ネグレクトにより給食を食べていない子や菓子パンなどで済ませている子への対応はどうなってい</p>

	<p>るのか。</p> <p>※ 最終的にはアレルギーがある子も、ネグレクトの子も、全員が食べられる給食を提供する方向に転換してほしい。選択制で良いとしてしまったら、給食の拡充は進まない。それがだれも取り残さないというSDGsの考え方ではないか。</p>
<p>教育的見地からも必要だと、選択制にすることによってすごいいいことがあるんだという答弁だったと思うが、コロナということもあり、その前から子供の7人にひとりが貧困だということがいわれており、東村山市として貧困実態調査はしていないが、表には見えなくてもそういう子もいると思う。ネグレクトとかによって給食を食べていない子も、十分な思うような食事を食べていない子とか、そういう子も全員給食じゃないことによって出てしまうということが起きると思っている。</p> <p>そのあたりのところは、学校給食について議論しないのか。以前からとても納得がいかないところだが、どうか。</p>	<p>当市のスクールランチについては全員が注文しても対応できる能力は持っているので、われわれとしては喫食率をどうやって喫食してもらうかはこれからも非常にまあ改善を図っていきたいと考えているし</p> <p>保護者の中には、お弁当をつくるのが大変だとか共働きだということもあるかと思うが、ご家庭の中でも子供は選択制がいい、保護者の一部には全員給食がいいという考え方もあるかと思うので、それは食育のひとつになるのではと考えているので、家庭の中においても議論をしていただきたい。</p> <p>コロナにおいてという話もあったが、スクールランチについてはお弁当方式というところでは配膳もなくコロナにおいては効果があったものととらえている。</p>
<p>教育的見地はいろいろあり私より部長のほうが詳しいと思うが、ネグレクトとなってしまうと家庭で議論するということがそもそも前提にならないと思う。だから給食の意味はすごく大きいし選択制ではなくて全員給食を実現するという意味はそこにあるのではないかとずっと思っている。</p>	
<p>4 小学校給食の提供方式についてうかがう。給食あり方検討会が始まっているが、会議の中で「自校方式は継続できないので、議論する際には自校方式ではないあり方を検討してほしい」と学識経験者から発言があった。</p>	<p>あり方検討会については7月16日にちに開催した。会議資料議事録ともHPに掲載している。</p> <p>会の中で学識経験者の方からそのような発言があったとは認識していない。そのような趣旨で発言したことはない。</p> <p>事務局から現状と課題についての説明に対し、老朽化や狭隘化といった様々な課題がある給食調理</p>

<p>後から見たら、給食室単体での建て替えは法令や基準との関連を考えると公共施設再生計画との整合性がむずかしいことから現実的ではないという議事録になっていた。そうすると自校方式の給食は維持しないのが市の考え方なのか、改めてうかがう。</p>	<p>室において持続可能な小学校給食の実現のためには自校調理方式だけではなくセンター方式や親子方式等といった提供方式についてもアレルギー対応や食育の観点、将来の人口推計、公共施設再生計画との整合性等を図りながら多角的に検討する必要があるとの趣旨のご意見は学識経験者枠の委員のみならず他の委員からも発言があった。事務局としても多角的な視点から今後の検討を進めていきたいと考えているので、1回の検討会で自校方式を維持しないという考え方を示したのではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「それにとらわれることはない」が6月の答弁。とらわれることはないどころか、全く選択肢に入れないという会議体ではないか。 ※ 今年度はまとめる必要はなく、来年度に向けて共通認識を持ち方向性を作っていくという説明があった ※ 多摩地域では統廃合によりセンター方式が増えた(事務局答弁)
<p>6月の答弁で、同じように質問したが自校方式にとらわれることはないというのが6月の答弁だった。検討会をやる理由は、これまでの通りだとだめだよ新しいことやらないとねっていうときに検討会が立ち上がって、この検討会が終わるころには、自校方式はいろんなことからできないから、他の方式になるっていう結論になるっていう風に思っている。そうではないですか、そういうことではないと。自校方式やるんだってことが決まったらそれでやるってことか。</p>	<p>本検討会については会議の目的が小学校給食の在り方ということで小学校にフォーカスを当てて議論してもらっている。その中で老朽化であったり狭隘化が著しい学校についてがあるということは前回の議会でも言っている。</p> <p>その中で給食室の単体での建て替えということになると、当然法令とか基準の適合がむずかしいという部分もあるということはあるし、公共施設の再生計画との整合も含めて全体を通して考えていく必要があると、その中の選択肢として他市でも実施しているセンター方式とか親子方式あるいはデリバリー方式等も含めていろんな選択肢を、自校方式を含めて、そういう中で議論してもらおうということで対応している。</p>
<p>5 小学校の自校方式を見直すという方向性について、子ども達・保護者・先生からはどのような意見があるか。</p>	<p>現時点でみなおしするという方向性を出していない、検討会では小学校給食の課題を抽出するという意味で、意見は聞いていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ そもそも保護者や先生にきちんと知らせているのか。知らないうちに進めようとしているのではないか。 ※ 地場野菜農家が学校に直接納品や給食時間に野菜を紹介することで生産者の方を身近に感じ

	られるという小学校の食育をどうやって継続するのか。
質問はしないが、子供の権利条約とか意見表明権とかいろいろ言われているし、やっておくべきだと思う。給食だけではなくてほかの事も含めても、まだ決まってないから出していないというのではなくみんなで議論して自校方式を続けてほしいと思っている。	
6 給食費を公会計化し、私費会計によらない給食の運営が必要ではないか。公会計化しないのはなぜか。進めていることがあるかうかがう。	学校給食費の公会計化については透明性の向上、効率的な債権管理、教職員の負担軽減等がはかられることと認識している。一方で徴収事務方法の確立や食材納入業者である地元農家、小規模小売店との手続等も煩雑になる等課題も多く、業務の整備を行うだけではなく、職員等の人員配置の見直し等も必要であるととらえている。そのため移行に伴う混乱を避けるためには慎重に進めていく必要があると認識をしている。現在においては先行自治体の取り組みや課題等の整理等を行いながら調査研究を行っていく
2021年9月決算委員会でも2019年7月31日付けの文科省通知「学校給食費の徴収に関する公会計化等の推進に関する通知」を引用されて、「ガイドラインを参考に調査研究を行っていきたい」という答弁があった。それから1年くらいたっているので、調査研究を具体化してほしい。	
7 全国で無償化している自治体は76自治体。中核市である青森市でも小中学校の給食無償化が10月から始まる。青森市は、今年はコロナ臨時交付金を充当し、来年度以降も財源を確保するとしている。東村山市では無償化についてどのような検討を行っているのか。	教育費の負担軽減については、生活困窮者世帯については就学援助制度により必要な支援を行っている。また、教材費については校長会等を通して負担軽減を図るよう、教育費総体として改善を進めているところである。これらを踏まえて、給食費の無償化については 財政的な負担が非常に大きいこと が課題であることから、現状において 給食費の無償化についての検討の予定はない 。
8 給食費を無償化する検討はしていないという答弁であったが、一方で多子世帯や3人以上の世帯がいる家庭への減免の検討というのもある。例	給食費の多子減免については現時点では、就学援助制度による給食費減免やその他学校活動にかかる費用を生活困窮世帯に援助することなどによって一定程度の減免をはかっている。その中で対応をしていると認識している。

<p>えば北区では第2子以降の子供に補助をする、第3子以降の子は無償、葛飾区でも中学生以下の子が3人いる家庭の子はひとりは無償にするということもやっている。ちなみに北区は私費会計の中でやっていて手続きが煩雑だということも聞いているが様々なやり方がある。こうした多子世帯や3人以上の家庭への減免の検討について行うべきと考える。市長に見解をうかがう。</p>	<p>具体的な検討せず。</p> <p>今後については、物価高騰で子供たちに必要な栄養を確保するための食材を、保護者からもらって給食費では賄えないということで、公費で賄うということにした。給食費については今後中長期的な視点を入れながら、どのような負担軽減を図るのかについては研究する必要があるかと思う。</p>
<p>教育費や学校給食費の問題について質問すると、いつも就学援助や生活保護でやってるといわれるが、これまでさとう直子議員が取り上げてきたように就学援助の規定についても水準が低いし、その分どこで上乗せするのかっていうのが必要ではないかと思う。一定程度の軽減を行っているのはわかる。問題は一定程度の中身だと思う。</p> <p>給食費に公費を上乗せすることもできたのだから、これだって検討すれば前に進むはずだ。ぜひ検討してほしいがいかがか。市長にうかがう</p>	<p>現下の状況で給食費の中で必要な食材がすべてまかないきれない状況になっている、今後もこの原油高騰や高騰する食材費その他物価高の影響がいつまでどのように続くのか、見通せない。今回は国からの臨時交付金を活用して11%上乗せできたが、今後これら多子世帯だけでなく、あまり保護者の負担にならないようにどう確保していくかはどの自治体にとっても課題。</p> <p>こんご物価高騰の状況を見極めながらあまり保護者の負担を求めずに、十分物価状況も中止しながらどう対応するか検討していきたい。</p> <p>そのうえで、多子世帯への負担が課題となってくれば検討はするが、現時点では市としては食材の高騰について市としてどう対応していくか、そこが一義的な課題として考えているところ。</p> <p>2時間36分。</p>